

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和8年8月3日

福島県県中建設事務所長 佐藤 研一

1 業務概要

(1) 業 務 名 河川計画検討業務委託（河川・補助）

(2) 業務内容 一級河川谷田川及び逢瀬川は、特定都市河川浸水被害対策法に規定されている特定都市河川流域に指定され、これまで流域水害対策計画策定のため各検討を進めて来た。

本業務については、過年度業務の検討結果を精査した上で現在進めている別業務との調整を図りながら、「貯留機能保全区域」の指定に向けた具体的な検討を行い、地元合意形成に向けた課題整理及び関係機関との協議資料作成を目的とするものである。

(3) 履行期限 契約締結の日から令和9年3月31日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、河川計画検討業務委託（河川・補助）公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 評価基準日（令和8年8月25日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

- (3) 評価基準日(令和8年8月25日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等請負有資格者名簿の土木設計に登録されていること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程による「河川・砂防及び海岸部門」、「下水道部門」及び「都市計画・地方計画部門」全ての建設コンサルタント登録を受けている者であること。
- (5) 管理技術者は、技術士資格(総合技術監理部門(建設一河川、砂防及び海岸・海洋))又は、建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))を有すること。
- (6) 設計共同体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。)である場合、次のア〜カに掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ア 構成員の数が2を超えない者であること。
- イ 代表構成員が上記(1)〜(5)に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- また、その他の構成員は上記(1)〜(3)に掲げる要件を全て満たすとともに(4)の1部門以上の登録を受けている者であること。
- ウ 募集要領の別紙1に示された河川計画検討業務委託(河川・補助)設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。
- エ 構成員の分担業務が、業務の内容により河川計画検討業務委託(河川・補助)設計共同体協定書において明らかな者であること。
- オ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、河川計画検討業務委託(河川・補助)設計共同体協定書において明らかな者であること。
- カ 構成員において決定された代表者が、河川計画検討業務委託(河川・補助)設計共同体協定書において明らかな者であること。

4 手続等

(1) 事務局

〒963-8540 郡山市南一丁目9番地

福島県中建設事務所 企画管理部 企画調査課

電話：024-935-1449 FAX：024-935-1407

E-mail：kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を事務局ウェブページにより配布する。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/>)

配布期間は令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）まで。

ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）ができない場合は、下記のとおりとし、4（1）に電話にて申込みをすること。

ア 配布期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

（ア）手交を希望する場合は、上記（1）に電話連絡のうえ、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記（1）の場所に持参してください。CD-Rに複製し、手交します。

（イ）郵送による配布を希望する場合は、表に「河川計画検討業務委託（河川・補助）募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒に450円（定形外郵便物250g以内とした場合。）の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4（1）へ郵送してください。CD-Rに複製し返送します。（配布期間は、請求が上記配布期間内の消印のあるものについて配布します。）

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年8月25日（火）17時までに、4（1）の場所に1部を持参又は郵送すること。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第 228 条第 2 項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 5 号、第 8 号又は第 9 号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 8 号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が 300 万円以上となる場合は、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。